

武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策改訂版について（概要）

定例教育委員会資料
令和 7 年 12 月 2 日
指 導 課

1, 国や東京都、市の動向現状と課題

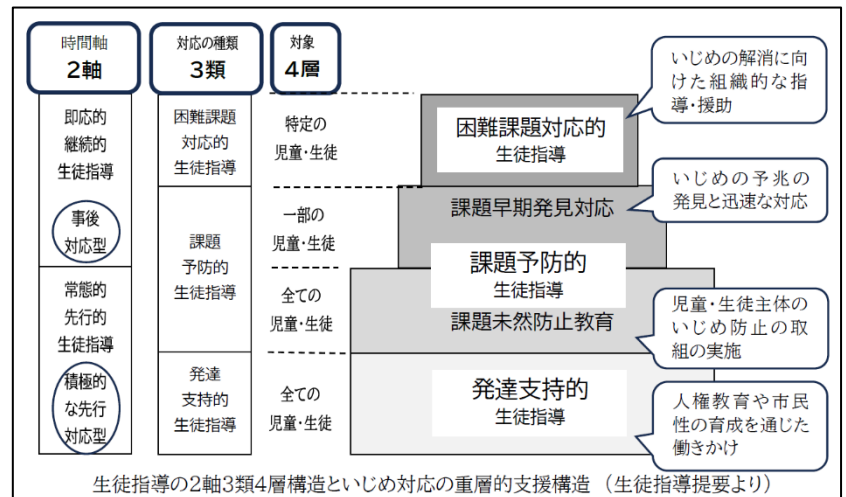
国は令和 4 年に生徒指導の理論や考え方をまとめた「生徒指導提要」、令和 6 年に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行った。また東京都は令和 7 年 6 月に「いじめ総合対策【第 3 次】」を示した。

これまで本市では、平成 25 年施行「いじめ防止対策推進法」を受け、平成 26 年「武蔵野市いじめ防止基本方針」（以下、基本方針）、令和 3 年「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」（以下、具体的方策）を策定してきた。さらに、令和 5 年「武蔵野市子どもの権利条例」が施行され、令和 7 年 4 月から始まった第四期武蔵野市学校教育計画では、社会の一員としてよりよい地域・社会づくりに参画する資質・能力である市民性の育成や、「いじめを絶対に許さない」など、子どもの権利を守って安心して学べる環境の整備を示している。

こうしたいじめや学校教育にまつわる最近の流れでは、いじめ防止に向けて、次の 2 点が重要視されている。

①「生徒指導提要 改訂版」に示されたいじめ対応の重層的支援構造や、東京都の「いじめ総合対策【第 3 次】」に示された自己指導力の育成を踏まえる。

②いじめの重大事態ガイドラインに示された平時の備え、重大事態調査で調査すべき項目、申し立てがあった際の対応等を明確にする。



2, 「武蔵野市いじめ防止基本方針」の改訂について

現行

武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に取り組みます。

1 いじめ防止に向けた連携

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、全ての子どもたちに関する問題です。子どもも大人も、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に認識し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携していじめの防止等を推進します。

2 迅速・確実な組織的対応

子どもたちが、安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。

3 健全育成と相談機能の充実

あらゆる機会を通して、子どもたちの健全育成を図るとともに、相談機能を一層充実させ、子どもたちの安全・安心を確保します。

4 いじめ問題への理解

いじめは絶対に許されない行為であること、いじめを認識しながら放置することはいじめと同じ行為であることなど、子どもたちのいじめ問題への理解を深めます。

5 明るく楽しい学校生活の実現

子どもたちが、いじめ問題を自らの問題であると受け止め、いじめ問題の解決に向けて、主体的に考え、行動できる力を育むとともに、心の通う人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現できるよう支援します。

自己指導力の育成

改訂

いじめは、どの学校でも起こる全ての子どもに関する問題です。武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念及び武蔵野市子どもの権利条例等の関連する法令に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に次のように取り組みます。

発達支持的生徒指導

1 すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します

多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの子にとっても安全で安心した学校・学級づくりを目指します。

課題予防的生徒指導

2 いじめ問題への理解・未然防止に努めます

いじめは絶対に許されない行為であること、「しない・させない・見過ごさない」ことなど、いじめ問題を理解し行動できるように働きかけていきます。

課題予防的生徒指導

3 迅速・確実な組織的対応を徹底します

いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手だてを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、その子が安心できるまで対応します。

課題早期発見対応

4 いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制を作ります

教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、スクールロイヤーなど子どもに関わるすべての機関と連携し、深刻化させないように解決を目指します。

困難課題対応的生徒指導

3,「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」の改訂について

現行

改訂案

武蔵野市いじめ防止基本方針(具体的方策)の策定にあたって

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 教職員の資質の向上
 - (5) いじめの再発防止
 - (6) 保護者の役割
 - (7) 地域や家庭、関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために市が実施する施策
 - (1) 市いじめ問題関係者連絡会の設置
 - (2) 市いじめ問題対策委員会の設置
 - (3) 市教育委員会として実施する施策
- 2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策
 - (1) 市立学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置
- 3 重大事態への対処
 - (1) 市教育委員会又は学校による調査
 - (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

第3 その他

(ページ)

I 武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂	1
II 武蔵野市いじめ防止基本方針	2
III 具体的方策	
いじめ防止等に関して前提となる確認事項	3

方針1「児童・生徒が安心できる学校風土を実現します」

- 1 多様性に配慮した認め合う学校・学級づくり 6
- 2 魅力ある授業の実現 6
- 3 人権意識や規範意識を育てる指導 7
- 4 適切な援助希求の促進 7
- 5 安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携 7
- 6 学校評価を活用した学校いじめ防止基本方針の作成 8

方針2「いじめ問題への理解・未然防止に努めます」

- 1 いじめを許さない指導の充実 9
- 2 児童・生徒の主体性を育む指導 9
- 3 教職員の資質・向上 10

方針3「迅速・確実な組織的対応を徹底します」

- 1 いじめの対応フロー 11
- 2 いじめの早期発見 12
- 3 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 12
- 4 いじめへの具体的な対応 13
- 5 児童・生徒・保護者からの相談体制の構築 15

方針4「いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制をつくります」

- 1 関係機関と連携した支援 16
 - (1) 市いじめ問題関係者連絡会の設置
 - (2) 市いじめ問題対策委員会の設置
- 2 重大事態への対処 17
 - (1) いじめ重大事態とは
 - (2) いじめ重大事態の対応フロー
 - (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

4, 改訂スケジュール

令和7年 7月 市いじめ対策委員会で現行の方針と具体的方策について協議

8～10月 集約した意見をもとに改訂作業

11月 児童・生徒アンケート調査の実施

12月 定例教育委員会(12/2)にて協議

定例校長会(12/8)等にて案の提示

8年 2月 市いじめ問題対策委員会(2/16)にて協議

3月 定例教育委員会(3/4)にて報告、総合教育会議(3/4)にて協議・報告